

障がいのある方へ

障がい者支援について

平成 28 年 4 月より障害者差別解消法が施行され、差別の禁止及び合理的配慮が義務化されました。本学においては、事業主としての労働者支援、教育機関としての学生支援、社会に開かれた大学としての障害者支援に対応するため、障害者支援推進委員会を設置し対応を検討してきており、平成 28 年 4 月 1 日付けで「国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」が施行され、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領」が実施されました。

本学における障害者支援については、キャンパスライフ・健康支援センターのコミュニケーション・バリアフリー支援室が中心となり対応しています。

●本学における対応

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/handicapped-support/>

●芸術工学部（府）における障害・疾患のある学生に対する修学支援の流れ（PDF）